



令和2年5月27日
島根県防災部防災危機管理課
担当：桐田
電話：0852-22-5885

第8回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和2年5月27日（水） 15：00～15：20

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、教育長、県警本部長、各部局長、防災部次長、関係課長
計23名

内 容：以下のとおり

1. 緊急事態解除宣言について（防災部）

5月25日、政府は、全都道府県において緊急事態措置を実施する必要がなくなったとして、特措法による緊急事態の解除を宣言し、併せて基本的対処方針を変更されたため、変更後の対処方針について概要を説明（資料1）

2. 緊急事態解除宣言に伴う県の対応

(1) 健康福祉部

中国地方各県の最新の新規患者確認状況について説明（資料2）

(2) 防災部

県の対応及び県有施設等の再開について説明（資料3、4）

3. 県立学校の対応について

(1) 教育委員会

①5月22日に文部科学省から示された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に応じた対応について説明し、健康福祉部と相談のうえ、県内全域を「レベル1」と判断した旨説明

②松江市内の県立学校においても、来週、6月1日から、一斉登校など平常の教育活動に移行することにする

(2) 健康福祉部

県内の感染レベルについて説明（資料5）

(3) 知事から教育委員会への要請

①県高等学校総合体育大会（県高校総体）や、全国高等学校野球選手権島根大会（高校野球夏の県大会）の代替大会や、文化系部活動のコンクール・発表の場が、開催できるよう、教育委員会に早急な検討を要請

②特別支援学校の高等部の部活動についても、大会の開催などを同様に検討を要請

(4) 教育委員会の回答

生徒たちのこれまでの部活動の努力が披露できる代替大会などの場を早急に検討する。特別支援学校どうして競う大会については例年どおり9月に開催できるように準備する

4. 知事指示事項

(1) 県民の皆さんへのお願い

①基本的な感染症対策の徹底

- ・「三つの密」を回避すること
- ・人と人との距離を確保すること
- ・マスクを着用すること
- ・手洗いなどの手指衛生確保を行うこと

②外出自粛

- ・5月末までは、これまでと同様に、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は避けること
 - ・6月1日からは、中国5県相互間の移動について、自粛要請を解除する
 - ・6月15日からは、各地域の感染状況を踏まえて、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県以外への移動について、自粛要請の解除を検討する
 - ・6月19日からは、全ての都道府県への移動について、自粛要請の全面解除を検討する
 - ・それぞれの期限前にその時点の判断を示す
 - ・なお、観光振興の観点からの人の移動については、まずは県内観光の振興から取り組み、その状況を踏まえつつ、また、各地域の感染状況を踏まえつつ、県外から人の呼び込みを実施する
 - ・これまでにクラスターが発生しているような、接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等については、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離の確保措置など、店舗側で十分な感染防止策がとられている場合を除き、外出機会は極力減らすこと
- こうしたところに外出される際には、店舗側の感染防止対策に頼るだけでなく、各人が、「人と人との距離を保つこと」、「マスクの着用」、「手指の消毒」、「発熱等の症状がみられる場合の外出自粛」などの基本的な感染対策を併せて徹底すること

(2) イベントなど催しものを主催される方々へのお願い

- ①イベント開催の可否の判断の基準については、これまでと同様に、6月18日までの間は、屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以上の参加人数にすること、屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に

確保できることを目安として判断すること

この目安については、今後の感染状況や感染拡大リスク等の評価を行いながら、段階的な緩和を検討する

②「入退場時の制限や誘導」、「待合場所等における密集の回避」、「手指の消毒」、「マスクの着用」、「室内の換気」、「出演者の発声を伴う催物にあっては観客席との十分な距離の確保」、「声援に係る感染防止策」など、適切な感染防止策を取ること

③参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握すること

④政府での導入が検討されている接触確認アプリを、接触率の低減や感染拡大防止に活用すること

(3) 施設の管理者の方々へのお願い

接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等のこれまで全国的にクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設について、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離の確保措置など、感染防止策を十分に講ずること

(4) 事業者の方々へのお願い

①通勤に関して、在宅勤務、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を進めること

②店舗や職場等に関して、感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして感染防止のための取組を適切に行うこと

(5) 県有施設等の対応

6月1日以降、原則全面再開することとし、その結果、新たに8施設を再開、既に再開している26施設のうち、9施設について利用範囲を拡大する

(6) 県立学校の対応

すべての県立学校は、5月25日から既に再開し、松江市以外の県立学校では、一斉登校による通常の授業が始まっている。来週6月1日からは、現在、分散登校としている松江市内の県立学校においても、一斉登校など通常の教育活動に移行することとする